

「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施予定表）

第2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	R1計画	担当課
1 子どもの安全確保	(1) 子どもみまもり活動の拡充	子ども・女性みまもり運動参加者の拡大、みまもり体制の向上	●各事業者や団体に働きかけを行い、子ども・女性みまもり運動実施事業者数を増加させ、参加者の拡充、みまもり体制の向上を図る。(担当2課)	環境生活総務課 生活安全企画課
		防犯ボランティア団体等と連携した通学路における安全対策の推進	●みまもり事業者等に、活動に役立つ情報を提供する。(環境生活総務課) ●青少年関係月間における各種広報啓発活動を行う。(青少年家庭課) ●学校へ、通学路の安全点検や通学時の交通安全の確保について地域と連携した対策を要請する。(教育指導課) ●通学路の安全点検や通学路の交通安全の確保について要請する。(生活安全企画課) ●防犯ボランティア団体等との連携による通学路の安全点検や地域安全マップの作成、登下校時の見守り活動などを実施し、通学路の安全対策を推進する。(生活安全企画課、少年女性対策課)	環境生活総務課 青少年家庭課 教育指導課 生活安全企画課 少年女性対策課
		道路や公園等への街頭防犯カメラの普及促進	●自治体や町内会、事業者などと連携した道路等に対する街頭防犯カメラの設置促進を図る。	生活安全企画課
		「一戸一灯運動」の推進	●各地域において門灯の点灯等による地域住民の安心感を醸成する一戸一灯運動を推奨する。	生活安全企画課
		「子ども110番の家」との連携	●犯罪被害防止教室等において、児童、生徒に対して「子ども110番の家」の周知を図る。(生活安全企画課、少年女性対策課) ●「子ども110番の家」の周知と対応マニュアルの活用促進及び相互の連携した活動を推進する。(生活安全企画課)	教育指導課 生活安全企画課 少年女性対策課
		老人クラブによるみまもり活動の支援	●通学時の子どものみまもり、通学路の安全点検等を行う老人クラブに対する支援と活動促進を行う。	高齢者福祉課
		高齢者によるみまもり活動の促進	●シニア世代の防犯ボランティア団体等への参画を推進する。	生活安全企画課
	(2) 学校等における子どもの安全確保	学校に対する子どもの安全確保対策の推進	●私立学校における訪問調査時で危機管理体制を確認する。(総務課) ●災害情報や不審人物等の情報提供を実施する。(総務課) ●各種安全確保にかかる通知(海外修学旅行・留学・部活動・登下校等)を実施する。(総務課) ●学校に対し、危機管理マニュアルの見直しなど学校安全面での対策を引き続き要請していく。(教育指導課) ●不審者情報等子どもの安全に関する情報を速やかに学校へ提供していく。(教育指導課)	総務課 教育指導課
		教職員等を対象にした子どもの安全確保の指導の徹底	●教職員対象の学校安全研修を実施する。	教育指導課
		子どもの安全確保に関する情報の交換・共有等	●教育委員会、学校と警察との連携を強化する。(教育指導課) ●学校と警察による相互の連絡体制により、情報交換を継続実施するとともに、学校警察連絡協議会等の場においても情報共有を図る。(担当2課)	教育指導課 少年女性対策課
		児童福祉施設に対する児童の安全確保・安全管理対策の推進	●会議・研修などを活用した対策の推進及び必要に応じた指導監査を行う。	青少年家庭課
	(3) 防犯に関する指針の普及	市町村と連携した安全対策の推進	●情報提供・研修等を通じた安全対策の推進及び必要に応じて指導監査を行う。	青少年家庭課
		「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の周知・普及	●県ホームページ等で防犯指針の周知を図る。(環境生活総務課) ●関係機関・団体に対する周知・普及の促進を図る。(教育指導課、生活安全企画課)	環境生活総務課 教育指導課 生活安全企画課
	(4) 子どもを健やかに育てる取組の推進	社会全体で子どもを健やかに育てる気運の醸成	●各種青少年強調月間において、積極的に広報啓発活動を展開する。(青少年家庭課) ●青少年育成島根県民会議と連携した施策を積極的に行う。(青少年家庭課) ●児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く諸問題への県民の関心を高めるための啓発活動を推進する。(教育指導課、少年女性対策課)	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課
安全教育の充実		●学校安全研修を実施する。(教育指導課) ●子どもの防犯意識を高めるため、県内の小・中・高校における不審者対応訓練等、犯罪被害防止教室等を開催する。(少年女性対策課)	教育指導課 少年女性対策課	
学校やPTAと連携した研修の推進		●子どもの被害防止のための研修を推進する。(教育指導課) ●新入学期における安全教室を開催する。(少年女性対策課)	教育指導課 少年女性対策課	
インターネットや携帯電話の利用によるトラブルや犯罪から子どもを守るための環境整備		●ネットトラブルや犯罪から青少年を守り、情報モラルを向上させるために、研修・広報啓発活動を多角的に推進する。(担当3課) ●学校へ情報モラル・セキュリティ教育啓発資料を配布する。(教育指導課) ●インターネット関連事業者等との連携による安全なインターネット利用の促進に向けた取組を推進する。(青少年家庭課、少年女性対策課) ●サイバーセキュリティアドバイザー等との連携による情報モラル教育を実施する。(少年女性対策課)	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課	
青少年にとって好ましくない環境の浄化		●青少年育成条例に基づき有害図書指定の審査を実施するとともに、関係事業者への立入調査を行う。(青少年家庭課) ●風俗営業店、カラオケボックス等への立入調査を継続的に実施する。(少年女性対策課)	青少年家庭課 少年女性対策課	
万引き等の非行防止活動の推進		●青少年健全育成協力店や少年警察ボランティアと連携、協働した非行防止活動を推進する。	少年女性対策課	
児童生徒の規範意識の醸成		●中、高校生を対象として薬物乱用防止啓発用ポスターを募集し、優秀作品についてはポスターの図案として活用し、薬物乱用の危険性についての意識の醸成を図る。(薬事衛生課) ●生徒指導に関する研修の中で児童生徒の規範意識の醸成に関する取組を要請する。(教育指導課) ●薬物乱用の危険性について理解を深めてもらうため、小・中・高校において薬物乱用防止教室を開催する。(薬事衛生課、少年女性対策課)	薬事衛生課 教育指導課 少年女性対策課	

「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施予定表）

第2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	R1計画	担当課
		子どもの立直り支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●立ち直り支援を目指す総合相談窓口を保有する自治体向けに新事業を制定し、財政的支援を行う。(青少年家庭課) ●総合相談窓口の未設置自治体に対し、その設置を引き続き促す。(青少年家庭課) ●連絡調整員を任用し中途退学者等で引きこもりがちな生徒の社会的自立に向けた支援を行う。(教育指導課) ●県下4市(松江、出雲、浜田、益田)に設置の「子ども・若者支援センター」と連携し、非行を犯した少年の就労、学習、居場所づくりなどの立ち直り支援活動を推進する。(少年女性対策課) 	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課

「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施予定表）

第2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	R1計画	担当課	
2 女性の安全確保	(1) 女性みまもり活動の拡充	子ども・女性みまもり運動実施事業所、参加者の拡大	●各事業所や団体に働きかけを行い、子ども・女性みまもり運動実施事業者数を増加させ、参加者の拡充、みまもり体制の向上を図る。(担当2課)	環境生活総務課 生活安全企画課	
		女性が被害に遭いやすい場所におけるパトロールの強化	●ボランティア団体と連携し、声かけ、つきまとい発生場所等におけるパトロールの促進を図る。	生活安全企画課	
	(2) 住環境整備の推進	女性が安心して暮らせる居住空間の確保	●島根大学での講義において、学生を対象とした地域安全に対する研修を実施する。 ●色情盗やのぞき等女性を対象とした各種犯罪の被害防止対策について注意喚起を実施する。	生活安全企画課	
		業界主導による防犯に配慮したアパートの普及	●宅建業協会や不動産協会と連携し、犯罪情報の提供を実施し、協力依頼を行う。	生活安全企画課	
		つきまといや性犯罪等の相談に対する適切な対応	●性犯罪相談担当者への研修や連絡会、講演会開催などにより対応への基盤を整備する。(広報県民課) ●相談業務を担当する職員への研修会を開催する。(広報県民課) ・ 交番員研修会等 ●つきまとい事案等に対しては、被害者の保護を最優先とした組織的かつ適切な対応を図り、性犯罪等の前兆事案に対しては、積極的な先制予防的活動を図る。(少年女性対策課)	青少年家庭課 広報県民課 少年女性対策課	
	(3) 防犯情報の提供	女性の自主防犯意識の向上	●みこびー安全メールや島根県警察安全安心情報ツイッターにより、声かけ、つきまとい事案について情報提供を行う。	生活安全企画課	
		アパート入居者等の防犯対策	●春(4～5月)に鍵かけ強化期間を設定し、アパート等に対する鍵かけについて集中的な広報啓発活動を実施する。	生活安全企画課	
	(4) 防犯教室・講習会等の開催	女性による自主防犯技能の習得	●看護学生、大学生等に対する護身術教室の実施を促進する。	生活安全企画課	
	3 高齢者、障がい者等の安全確保	(1) 高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり	特殊詐欺、悪質商法等の被害を防止するため、県民の連携を強化するネットワークの構築	●行政機関、福祉団体、消費者団体等と連携した地域見守りネットワークの構築・推進を図る。	環境生活総務課
		(2) 高齢者に対する講習会等の開催	各地域単位での講習会等の開催	●県内各地域における悪質商法や特殊詐欺被害防止等の出前講座を開催する。(環境生活総務課、生活安全企画課) ●老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で、犯罪被害防止のための見守り活動、声かけ、訪問等を実施する。(高齢者福祉課) ●老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で犯罪被害防止のための講習会を開催する。(生活安全企画課) ●県内各地域において高齢者対象の特殊詐欺被害防止教室を開催する。(生活安全企画課)	環境生活総務課 高齢者福祉課 生活安全企画課
自治体や防犯ボランティアと連携による高齢者被害防止活動の強化			●島根県連合婦人会、民生児童委員との協働による個別訪問指導を推進する。	生活安全企画課	
ネットワーク形成による高齢者に対する支援			●地域包括支援センターを中心に、高齢者に関係する行政機関・医療機関等のネットワークを形成し、権利擁護事業などを支援する。	高齢者福祉課	
(3) 障がい者に対する相談支援活動の推進		地域生活における相談支援、情報提供	●市町村、指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者など、関係機関による連携した取組を実施する。	障がい福祉課	
		訪問活動による防犯指導や情報提供	●障がい者施設における防犯教室を開催する。	生活安全企画課	
(4) 観光旅行者等に対する安全情報の提供		観光地や観光施設等での犯罪発生状況等の情報提供	●情報共有が必要な犯罪が発生した場合、関係施設等へ随時情報提供を行う。(観光振興課) ●主要なJR駅や観光地における街頭キャンペーンを実施する。(生活安全企画課)	観光振興課 生活安全企画課	
		宿泊施設における安全確保	●宿泊施設における安全確保のための通報体制等の整備状況についての点検を必要に応じて随時実施する。	観光振興課	
		犯罪の発生状況やシーズンに応じた安全対策	●夏休みや大型連休等における家族・地域の絆強化による防犯キャンペーンを開催する。	生活安全企画課	